

6 北 監 第 2 0 号

令和6年8月29日

北塩原村長 遠 藤 和 夫 様

北塩原村代表監査委員 山 本 文 麿

令和5年度決算監査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和5年度北塩原村一般会計及び各特別会計の決算監査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度

決算監査意見書

令和6年8月

北塩原村監査委員

令和5年度 決算監査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度北塩原村各会計の歳入歳出決算並びに関係帳簿、諸書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

第1 審査の対象

- (1) 令和5年度北塩原村一般会計
- (2) 令和5年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計
- (3) 令和5年度北塩原村簡易水道事業費特別会計
- (4) 令和5年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計
- (5) 令和5年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計
- (6) 令和5年度北塩原村農業集落排水事業特別会計
- (7) 令和5年度北塩原村介護保険事業特別会計
- (8) 令和5年度北塩原村後期高齢者医療特別会計

第2 審査期間

令和6年8月27日(火)・28日(水)・29日(木)

第3 審査意見

1 令和5年度北塩原村一般会計

- (1) 令和5年度の一般会計決算額は、歳入3,619,294千円、歳出3,496,086千円であり、前年度と比較すると、歳入37,761千円1.1%の増、歳出114,774千円3.4%の増
財源7,655千円を控除した額が実質収支であるが、その額は115,553千円となった。

実質単年度収支は、単年度収支▲43,885千円と繰上償還金1,600千円(令和5年度はなし)を加え、赤字要素である財政調整基金取崩し額(令和5年度はなし)を控除した額が実質単年度収支であり、その額は▲42,285千円である。

- (2) 実質公債費比率

3ヶ年平均で18%以上の団体は地方債発行に許可が必要となり、25%を超えると単独事業の起債発行が制限されるが、当村は14.6%で前年度より0.1ポイント増加した。

(3) 財政力指数

財政力指数は、1に近く1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。令和5年度については、0.240となった。

経常収支比率については、昨年は91.7%で本年度は91.4%と、前年度より0.3ポイント減少しており、今後も健全財政にむけて努められたい。

(4) 村税

村税の決算額は521,945千円で、前年度より4,187千円0.8%の増となった。

村税の増加は、固定資産税（償却資産）が、新たな設備投資が少なかったことにより4,327千円の減となったが、入湯税がコロナ禍からの回復に伴う観光需要の増により7,527千円の増となり、村税全体として増加となった。

(5) 地方交付税の決算額は1,798,904千円で、前年度より24,385千円1.3%の減となった。

(6) 徴収率は現年課税分で98.2%、滞納繰越分3.4%で前年度より現年度課税分は増減なし、滞納繰越分が1.0ポイントの増となり、合計では84.1%と前年度と比較すると、7.3ポイントの増となっている。徴収強化の成果がみられ、今後も引き続き徴収率向上に努められたい。

また、特に固定資産税の未納額は、94,277千円（前年度149,827千円）と前年度より55,550千円の減となっているが、全体に占める未納額は依然として大きいので、引き続き積極的な滞納処分を実施し、現年度未納分についても滞納につながらないように早期の徴収に心がけるなど、村税全体の滞納繰越解消に向けて更に取り組まれたい。

予算執行状況は有効適正であることは認めるが、今後も行政活動の自主性と安定性を維持する観点からも、自主財源の根幹をなす村税の徴収率向上にむけた努力に期待するとともに、早期の収納に努められたい。

2 令和5年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計

(1) 令和5年度の決算額は、歳入357,159千円、歳出347,240千円となった。前年度と比較すると、歳入2,196千円0.6%の減、歳出5,955千円1.7%の増である。

(2) 国民健康保険税の決算額は、57,127千円で前年度と比較すると7,872千円16.0%の増。増額の理由は、県の標準税率統一に向けた国保税率の引き上げのほか、コロナウィルス感染症からの所得の回復により課税所得の増が調定額に影響したことによる。

収納率は徴収努力により現年課税分99.7%前年度比0.4%の増となり、滞納繰越分についても19.2%で前年度比11.3%の増となっているので、引き続き、税の徴収強化を望む。

国保税未納額が被保険者の税負担額に与える影響は特に大きいことから、資格者証及び短期証の発行や、現年度未納分についても滞納につながらないよう早期の徴収に心がけるなど、滞納繰越解消に向けて、引き続き努められたい。

また、令和 11 年度の保険税率県統一化に向け、成果を上げている他市町村の取組事例を研究するなど効果的と思われる対策を講じながら、更なる事務の効率化と収納率向上に一層取り組んでいく必要がある。

- (3) 保険給付費の決算額は、225,081 千円で前年度と比較すると 2,105 千円 0.9%の減。減額の理由は、慢性腎臓病などの高額な医療費を含む被保険者の減による。障がい認定による後期高齢者医療保険制度への移行により、高額な医療費対象の被保険者が令和 6 年 1 月時点で 0 人となっている。

今後も各種事業等の展開により医療費を抑制し、健全な国保会計の財政運営に努められたい。

3 令和 5 年度北塩原村簡易水道事業費特別会計

- (1) 令和 5 年度の決算額は、歳入 146,743 千円、歳出 124,599 千円となった。
前年度と比較すると、歳入 16,478 千円の減、歳出 38,135 千円の減である。
- (2) 歳入については使用料及び手数料の決算額は、57,292 千円で前年度より 1,944 千円の増となった。増額の理由は、令和 5 年 6 月 1 日より水道使用料の料金改定が行われたことによるものが主な要因である。
- (3) 水道使用料の徴収率は、現年度分 97.2%、滞納繰越分で 2.3%であり、現年度分、滞納繰越分共に前年度より下回っている。

今後についても、特に料金未納者に対しては、滞納を未然に防ぐために、速やかな給水停止を実行し、引き続き徴収率向上に努められたい。

今回の料金改定により、増収効果があったことは成果であり、評価をする。今後も、水道使用料の収納率向上に更に努められたい。

4 令和 5 年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計

- (1) 令和 5 年度の決算額は、歳入 383,011 千円、歳出 301,007 千円となった。
前年度と比較すると、歳入 56,782 千円の増、歳出 24,070 千円の減である。
- (2) 使用料及び手数料の決算額は、74,862 千円で前年度に比べ 1,978 千円の減。
減額の理由は、令和 6 年度からの公営企業法適用に伴い、3 月末での打切り決算により、令和 5 年度（令和 6 年）3 月分の下水道使用料が、令和 6 年度の 4 月以降に

収入となる要因のため減額となった。

- (3) 一般会計からの繰入金の決算額は、209,456 千円と、前年度より 23,238 千円の増となった。人口減少に伴う使用料収入の減少など、厳しい状況も想定されるが、事業を運営していくための財源の根幹となる下水道使用料の増収と収納率向上について引き続き努力をし、効果的な事業運営に努められたい。

5 令和5年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計

- (1) 令和5年度の決算額は、歳入が 2,056 千円、歳出 1,698 千円になった。前年度と比較すると、歳入 1,301 千円の減、歳出 1,604 千円の減である。
- (2) 使用料及び手数料の決算額は、467 千円で前年度より 63 千円の増である。増加の理由は、令和5年6月1日より下水道使用料の料金改定が行われたことによるものが主な要因である。
- 今後も一般会計からの繰入金を最小限に抑え、起債償還金や維持管理費等に係る経費を得るためにも、引き続き下水道使用料の収納率向上を図り、適正な運営に努められたい。

6 令和5年度北塩原村農業集落排水事業特別会計

- (1) 令和5年度の決算額は、歳入 45,180 千円、歳出 43,128 千円となった。
- 前年度と比較すると、歳入 1,366 千円の増、歳出 356 千円の減である。
- (2) 使用料及び手数料の決算額は、4,672 千円で前年度より 672 千円の増である。増加の理由は、令和5年6月1日より下水道使用料の料金改定が行われたことによるものが主な要因である。
- (3) 一般会計からの繰入金の決算額は、39,178 千円と、前年度より 159 千円の増となった。増加の理由は、令和6年度からの公営企業法適用に伴う、3月末での打切り決算により、4月に支払う令和5年度(令和6年)3月分の支払を含んでいるためである。
- 今後も一般会計からの繰入金を最小限に抑え、起債償還金や維持管理費等に係る経費を得るためにも、引き続き下水道使用料の収納率向上を図り、適正な運営に努められたい。

7 令和5年度北塩原村介護保険事業特別会計

- (1) 令和5年度の決算額は、歳入 355,830 千円、歳出 350,038 千円となった。
- 前年度と比較すると、歳入 14,771 千円 4.0%の減、歳出 2,233 千円 0.6%の減で

ある。

- (2) 収納額をみると、現年度分特別徴収保険料が前年度比 524 千円 0.8%の増、現年度分普通徴収保険料については、前年度比 591 千円 9.4%の減、滞納繰越分普通徴収保険料が前年度比 48 千円 28.5%の増となった。収納率については、徴収強化により 99.9%となり、過去 5 年間で最も高い収納率となった。

引き続き介護保険料の徴収強化を図り、適切な財政運営に努めると共に、介護予防事業等の取組によって早い段階から、要介護状態にならないための重度化防止に向けた取組によって介護給付費を少しでも抑制し、円滑で持続可能な運営に努められたい。

8 令和 5 年度北塩原村後期高齢者医療特別会計

- (1) 令和 5 年度の決算額は、歳入 32,330 千円、歳出 32,262 千円となった。

前年度と比較すると、歳入 2,252 千円 7.5%の増、歳出 2,299 千円 7.7%の増である。

- (2) 運営拠点は、福島県後期高齢者医療広域連合であり、村は、被保険者証の発行業務及び保険料の賦課並びに徴収業務が主なものである。徴収強化により、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の徴収率については 100%を達成しており、滞納繰越分も 0%となっている。

引き続き保険料徴収を強化し、適切な財政運営に努められたい。

9 総合意見

一般会計の村税徴収率を、前年度比率からみると、全ての税目が上回っており、徴収強化の努力の成果が見受けられる。

しかしながら、滞納繰越分を含む村税全体の未納額は 9,873 万円と依然として多額であり、今後の村の財源確保の観点からも、引き続き全庁体制で連携し、徴収強化に努める事を望む。

特に、固定資産税の滞納額は 9,427 万 7 千円と大部分を占めているため、滞納処分等を含む特別徴収を強力に推進するとともに、現年度未納分についても新たな滞納につながらないよう早期の徴収に心がけ、滞納額の解消に向けて引き続き努力するよう望む。

予算執行状況は有効適正であることは認めるが、今後も行政活動の自主性と安定性を維持する観点からも、自主財源の根幹をなす村税の徴収率向上にむけた努力に期待をするとともに、早期の収納に努められたい。

また、ふるさと納税の収入累計が1億円を超えたことは、これまでの関係各位の取組や地元産品などの魅力が多くの方に認められた結果と言える。関係職員が一体となり、ふるさと納税の確保に取り組まれていることに敬意を表する。

これからも、当村の魅力ある地域資源を活用した返礼品の充実を図ることで、移住・定住のきっかけに結び付けるなど、関係人口の増加と地域活性化につなげていくことを期待する。

特別会計の各会計においても、一般会計と同様、保険税・保険料、上下水道使用料の徴収率が、全て前年度を上回っており、徴収強化の努力の成果が見受けられますので、未納者対策に全庁体制で取組まれた努力については、評価をする。

しかしながら、依然として、国民健康保険税や上下水道使用料の未納者は多く、その対策については、今後においても、引き続き徴収担当課を中心に全庁体制で連携し、徴収率の向上、特に滞納繰越分の収納に努めることを望む。

また、簡易水道事業費をはじめ特定環境保全下水道事業ほか各下水道事業の特別会計においては、例年同様、一般会計からの繰入金額が多い為、今後は出来る限り抑制し、ますます増加が見込まれる施設維持管理費による財政状況の悪化を招かないためにも、料金未納者に対して、引き続き速やかに給水停止を実行するなど厳しく対応し、納入促進に努めていただき、基本的な財源である水道使用料金並びに下水道使用料金の滞納解消に向けた尚一層の徴収の強化の取組みに努め、村民の信頼と理解が得られるような事業執行をしていただくことを切に望む。